

山梨県立文学館出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の規定に定めのあるものを除くほか、山梨県立文学館（以下「文学館」という。）の職員を派遣し、文学館以外で開催する講座等（以下「出前講座」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(派遣先)

第2条 出前講座は、次の団体等に対して実施する。

- ① 県内の学校教育法に定める学校
- ② 山梨ことぶき勸学院
- ③ 県、市町村又はこれに類する団体
- ④ 県域を対象とする文化関係団体など、文学館館長（以下「館長」という。）が特に必要があると認める団体

(内容)

第3条 出前講座の内容は、次のとおりとする。

- ① 常設展で展示している作家に関すること
- ② 企画展や特設展の内容に関すること
- ③ 山梨の文学に関すること
- ④ その他館長が必要と認めること

(申請等)

第4条 出前講座を希望する団体等の担当者は、あらかじめ電話等により日程等を確認のうえ、様式1により、館長に申請するものとする。

2 館長は、出前講座の実施を認める場合は、様式2の交付により承認するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、出前講座に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月11日から施行する。
- 2 講師派遣事業実施要綱（平成24年10月10日）は、廃止する。